

BTMU 環大西洋ビジネス通信

(Vol.12)



(上: サンパウロ市セントロ地区の金融街、
右: 同地区セー大聖堂のミサ)



Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

国際業務部

～目次～

〈1〉 2月の政治・経済TOPICS

(1) 主要政治経済トピックス

- 〈トピックスレビュー〉「2月分“Pan Atlantic Weekly”ヘッドライン」
- 〈トピック解説〉「国際課税強化策を巡る議論と英国の立場」

(2) 各国投資環境・規制変更等の関連情報

- インドの太陽光発電装置の輸入規制に対してWTOに提訴(米国)
- 包括的貿易投資協定の締結に向けて交渉開始を宣言(米国・EU)
- 中国製太陽光発電用ガラスのダンピング調査を開始(EU)

〈2〉 欧米ビジネス特集

～ 「ロシアの消費財市場で事業を拡大するドイツ企業」

〈3〉 「天涯地角(フロンティア)見聞録」

～ 「ブラジルの給与システムー給与および主な福利厚生費について」

〈4〉 欧米・中近東・アフリカ」関連弊行セミナー情報

- ～ ① 「グローバル経営支援セミナー(イタリア編)」
- ～ ② 「グローバル経営支援セミナー(メキシコ編)」

〈5〉 3月中旬以降の政治・経済スケジュール

〈1〉2月の政治・経済TOPICS

(1) 主要政治・経済トピックス

月日	トピックス
2/1 金	2012年12月のユーロ圏失業率は、ユーロ導入以降で最悪の前月(改定後)比横ばいの11.7%
2 土	
3 日	
4 月	
5 火	米政府がサブプライムローンなどの金融商品格付を巡りスタンダード・アンド・プアーズを提訴
6 水	
7 木	欧州中央銀行(ECB)定例理事会、ユーロ圏主要政策金利を0.75%で据え置き
8 金	米2012年12月の貿易赤字はエネルギー輸入の縮小により385億ドルと前月比20.7%減 欧州次期(2014-2020年)中期予算計画(EU予算)は英国主張を入れ減額幅拡大で最終合意
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	米オバマ大統領が一般教書演説で中間層の活性化と雇用増加に資する製造業復活を訴え 米外国投資委員会(CFIUS)が中国海洋石油(CNOOC)によるカナダ石油大手ネクセン買収を承認 先進7カ国財務相・中央銀行総裁会議(G7)で「為替レートを政策の目標にしない」との共同声明を発表
13 水	欧州は米国との貿易投資協定(EPA)締結に向け交渉開始を発表、統一規格作りも視野に
14 木	欧州は3四半期連続でGDPマイナス成長のユーロ圏、ユーロ安で貿易収支黒字化の光明を見せる
15 金	
16 土	20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議(G20)で「通貨切り下げ競争」回避の共同声明を採択 英独仏3カ国が多国籍企業の全世界所得に対する納税強化策を次回G20で提案へ
17 日	
18 月	
19 火	ブラジル中央銀行は足許のインフレ傾向強まるも早期の金融引き締め政策への転換を否定 トルコ中央銀行が翌日物の借入金利と貸出金利をそれぞれ0.25%引き下げ
20 水	米連邦公開市場委員会(FOMC)は1月の議事録内容を巡り金融緩和策の早期解除観測が浮上
21 木	
22 金	欧州は2013年ユーロ圏内GDP成長率を下方修正、欧州景気は後退局面入りの可能性 格付け会社ムーディーズが英国長期債務格付けを最上位の「Aaa」から「Aa1」に1段階引き下げ
23 土	
24 日	イタリア総選挙の結果、下院過半数を制したモンティ路線継承の中道左派が上院で過半数割れ
25 月	
26 火	米連邦準備制度理事会(FRB)のバーナンキ議長が上院銀行委員会で、証言し、金融緩和継続を表明
27 水	
28 木	欧州委員会が中国製太陽光発電用ガラスにつきダンピング(不当販売)調査の開始を発表

▶〈トピックスレビュー〉2月分“Pan Atlantic Weekly”ヘッドライン

〔第54号目次〕

- ◎米国 —◆2012年12月の米貿易赤字はエネルギー輸入の縮小により385億ドルと前月比20.7%減
- ◎米国 —◆米政府がサブプライムローンなど金融商品格付を巡りスタンダード・アンド・プアーズを提訴
- ◎欧州連合 —◆次期(2014-2020年)EU中期予算計画(EU予算)は英国主張を入れ減額幅拡大で最終合意

全文はこちらから⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/BW20130218.pdf>

〔第55号目次〕

- ◎米国 —◆オバマ大統領が一般教書演説で中間層の活性化と雇用増加に資する製造業復活を訴える
- ◎欧州連合 —◆3四半期連続でGDPマイナス成長のユーロ圏、ユーロ安で貿易収支黒字化の光明
- ◎欧州連合 —◆米国との貿易投資協定(EPA)締結に向け交渉開始を発表、統一規格作りも視野に
- ◎英仏独 —◆英独仏3カ国が多国籍企業の全世界所得に対する納税強化策を次回G20で提案へ

全文はこちらから⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/BW20130226.pdf>

〔第56号目次〕

- ◎米国 —◆1月の連邦公開市場委員会(FOMC)議事録内容を巡り金融緩和策の早期解除観測が浮上
- ◎ブラジル —◆足許のインフレ傾向強まるも中央銀行は早期の金融引き締め政策への転換を否定
- ◎イタリア —◆総選挙の結果、下院過半数を制したモンティ路線継承の中道左派が上院で過半数割れ
- ◎欧州連合 —◆2013年ユーロ圏内GDP成長率が下方修正、欧州景気は後退局面入りの可能性

全文はこちらから⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/BW20130304.pdf>

▶〈トピック解説〉「国際課税強化策を巡る議論と英国の立場」

《トピック》

◎英独仏一◆ 英独仏3カ国が多国籍企業の全世界所得に対する納税強化策を次回G20で提案へ (PAN ATLANTIC WEEKLY 55号より)

2月16日、英国・ドイツ・フランスの3国政府は、多国籍企業による租税回避行動を取り締まる国際協調の枠組みを構築する作業に着手したことを明らかにした。

国際協調の枠組については次回20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議に提案するとしている。

これは昨年11月のメキシコG20において、オズボーン英財務相とショイブレ独財務相が、米国に本社を置く巨大多国籍企業がタックス・ヘイブン(租税回避地)などに利益を移す租税回避行為を採り上げ、今回のG20までに経済協力開発機構(OECD)主導で多国籍企業の全世界ベースでの売上や収益、法人税納税額の実態把握を進めるとしていた流れの延長線上にある。

2月12日には、OECDが多国籍企業の納税実態に関する報告書を発表し、多くの多国籍企業が知的所有権などの無形資産の法的所有権を低税率国に移し、法人課税額の軽減を図る傾向が強まっていると指摘していた。OECD報告書では、1カ国内でのみ活動している企業は平均30%の法人税を負担しているのに対して、多国籍企業は平均5%しか法人税を支払っていない実態を明らかにし、税務上の不公平が生じ公正な企業間競争が阻害されている状況の是正が必要と指摘している。

又現状の国際課税制度がIT産業など世界各国に事業が跨る多国籍企業の税務スキームの進化に追いついていないことを明記した上で、これを防止するためには国際的な協力による税制改革が必要と結論付けている。

オズボーン英財務相は「我々の税制は100年前のもの」と述べ、国際的な税制改革の必要性を強調した。同席したショイブレ独財務相は、「地元企業と多国籍企業は公平に応分の税を負担しなければならない」と訴え、多国籍企業は不当な節税目的でグローバル化を利用してはならないと訴えた。今後は税金の抜け穴(ループホール)を塞ぐ方法を検討するとしており、ターゲットは金利や配当、ロイヤリティなどとしている。

欧州債務危機を契機として財政緊縮策を進めている欧州では、緊縮財政を増税や社会保障費削減などを余儀なくされている国も少なくない。そのため、多国籍企業が複雑な手法を使って、事業地において納税を回避しようとしていることに対し、欧州各国の国民の反発は根強い。

(ポイント)

国際的なグループ利益の節税を目指す多国籍企業の中には、知的財産権等の無形資産の所有権を低税率国や租税回避地(タックスヘイブン)に設立した子会社に移し、全世界からパテント使用料をこの会社に集中させることで、本社所在地の高い税率を免れるという節税プランニングを行い、グループ全体として多額の法人税負担を軽減する例が見られる。

米大手コーヒーチェーンの英国子会社の法人納税額に関するスクープ記事や、米大手メディア機器メーカーの租税回避行動に関する報道で、多国籍企業のタックスプランニングが広く一般市民の関心を集めることになった。

しかし、そうした企業の節税行動は一概に違法と括られるものでは無いとの擁護論もある。問題の本質は、現在の国際課税の制度が1920年代に作られた制度のまま放置されてきたことにあり、その制度下では多国籍企業が二重課税を回避するために国境を跨いで利益を移転することは寧ろ積極的に認められていたというのがその理由である。

学術的には、多国籍企業への国際課税強化には、米国式のユニタリー・タックスを全世界ベースで導入する案が有力とされる。だが利益と業務の実質的連関性を認定し、国境を跨いで利益を分割するためには、各国政府が課税対象利益の算出と分割の統一ルールを受け入れることが前提となる。EU内では既に欧州委員会がユニタリー・タックスを提案しているが、依然検討の段階に留まっている。

『国際課税強化策を巡る議論と英国の立場』

英国とEUにおける“ユニタリータックス”



2011年3月16日、この日開催された欧州委員会で、EU各国に向けて域内経済活性化の画期的な提案がされた。

提示されたのは『共通統合法人課税標準(“Common Consolidated Corporate Tax Base”、以下「CCCTB」)指令案』で、EU域内で活動する多国籍企業の課税標準を計算する共通の制度を定めるものである。

言わば、EU内で活動する多国籍企業の連結損益をベースに法人税を計算するという、米国式のユニタリー・タックスに類似の制度をEU域内で導入するアイデアだ。CCCTB指令では、多国籍企業の納税額を算出する前提の課税標準を計算する上で、「売上・資産・労働力」の3要素を考慮した基準を定めるとされる。

この制度の導入は、EU内の複数国で拠点展開する多国籍企業にとって、大きく分けて3つのメリットがあるとされる。

一つ目はコンプライアンスコストの削減が可能なこと。

欧州で事業展開する多国籍企業は、最大で27カ国の課税標準に基づく課税所得計算と最大27ヶ国の税務当局への対応を求められており、そのために会計・税務・法務のコンサルタントなどプロフェッショナルサービスを受けるために多額の費用を掛けている。

また多国籍企業はグループ間取引価格が独立企業原則に合致していることの証明の文書化をEU内各国で行っている。これらの作業から解放される結果、節約できる費用は、欧州委員会の試算によると年7億ユーロに達するとされる。

二つ目は域内拠点の損益通算が可能になること。

ある加盟国で生じた損失を、他の加盟国で生じた利得と相殺することが認められており、欧州委員会の試算では、最大で年10億ユーロの節税等が可能とされる。

三つ目は移転価格リスクの回避が可能なこと。

OECDモデルの租税条約下では、グループ企業間の取引価格は「独立企業原則」に基づいて決定される必要がある。仮にグループ間取引価格が独立企業間価格から乖離していると税務当局に認定された場合には、移転価格課税を受けることとなる。

税金を徴収する加盟国側にとっても、特許権やパテントなどの無形試算を考慮せず、実態的な企業活動から生じる利益をから属地主義に基づき税金を徴収出来るスキームとして評価する意見もある。

一方でCCCTB指令は、多国籍企業のEU加盟国における所得を配分するための制度を定めようとするもので、現状のOECDモデルに基づく移転価格税制の独立企業原則が、最早機能不全に陥っていることを認めた結果との指摘もある。

CCCTB指令に対するEU加盟各国の反応は、夫々の思惑の違いにより分かれた。

法人税制の統一と簡素化が、将来的にEUで活動する全ての企業活動を活性化し、それが各国経済を刺激して結果的に税収が増えるとの意見がある一方で、CCCTBの導入により損益通算により法人税の減収を懸念する意見もある。結果的に、CCCTB指令はEU加盟27カ国中8カ国の反対を受けて、継続審議扱いとなった。(9カ国以上の反対があれば取り下げとなる可能性もあった)

英国政府は原則としてEU税制統合に対し否定的な立場を堅持しており、税制の権限をEUの官僚機構に委譲することには反対する姿勢をとっている。

CCCTB指令への反対意見を述べたオランダは、ドイツやフランス等の人口規模が大きい工業国に比べサービス業に特化している国にとって、「売上・資産・労働力」のみが連結課税所得を各国に配分する要素として勘案される条件は不利であり、無形資産や金融資産も勘案されるべきと主張したが、英国も基本的にこれに近いスタンスだと言われている。

一方、ユーロ圏加入国の財政政策統合の強化という観点から見ると、CCCTBは重要なステップである。

財政規律を維持した上で高次元での欧州統合を目指すドイツは、本指令に賛成の立場をとっている。

ドイツは賛成派のフランスと組んで、両国の法人税制の収斂が可能な範囲を示した提案書を公表、CCCTB指令の実現に向けた欧州委員会の取り組みを支援するとの意向を示している。

また近時欧州委員会は、EU加盟国27カ国中9カ国以上の合意を前提に合意各国間でのみ指令適用を可能とする『EU条約上の規定(「強化された協力」)』を、CCCTB指令案の採択に適用し、早期に成立を図ることを検討しているとされる。

英国とタックス・ヘイブン(租税回避地)

2013年1月にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラムで講演したキャメロン首相は、多国籍企業や富裕層の租税回避行動を厳しく批判し、この問題は英国が議長を務める主要7カ国+ロシア財務相・中央銀行総裁会議(G8)の主要議題の一つにするとの考えを示し、多国籍企業に対し公正な税負担を要求する姿勢を明らかにした。

丁度英国内では、多国籍企業の「税金逃れ」がマスメディア報道を通じて社会的な関心を集めており、一部消費者が「税金逃れ」をしたとされる企業の商品の不買運動を行っていたため、キャメロン首相の強硬な姿勢を、低迷する政権の支持率回復のための有権者向けのポーズと見る向きもある。

2010年5月に発足した保守党・自由民主党連立政権は、財政再建を最重要課題に掲げ、付加価値税率の引き上げ(7.5%→20%)、株式売却利益税の増税、及び子ども手当などの社会福祉関連の予算削減に踏み切るなど、財政緊縮路線に世界中の先進国で逸早く踏み切り、財政規律維持の範を示したと賞賛された。

然しその後も英国では個人消費の落ち込みに伴う景気低迷が続いており、長引く緊縮路線に苛立ちを強める国民による大規模な街頭デモが実施されるなど、キャメロン政権の緊縮路線は国民の支持を失いつつある。

そのような中で、英国政府は、外国企業の誘致による経済活性化を目指すため、現状26%(4月1日から24%に引き下げ予定)の法人税率を、2014年4月までに21%に引き下げることを決めている。

「個人を犠牲にして法人を優遇」という批判が強まるのが不可避な状況において、批判回避のために企業を目標にした徴税強化に踏み込む必要があった、とも言われている。

勿論、取り逃している税金を新たに徴収できるインセンティブは、当然乍ら税収不足に悩むキャメロン政権にとっては高いと思われる。英国の財政状況は、長引く欧州債務危機とユーロ圏不況の影響で税収が落ち込み、財政赤字が大幅に拡大、政府債務残高のGDP比は11年末で85.7%(10年末79.6%)と増え続けている状況にあるからである。

(米格付け会社ムーディーズは2月22日、英国債格付けを最上級AaaからAa1への引き下げを発表している)

そして、前述のCCCTB指令との関係では、多国籍企業に対する国際課税強化の議論を行う場合はG20と宣言することにより、EU諸国内でCCCTB指令に関する議論が深まる前に、この議論はG20マターであるとのロジックを英国政府が意図的に作り上げたのではないかと、との指摘も一部にある。

しかし、多国籍企業に対する課税強化の問題で協同するドイツのメルケル首相は、英国にとって極めて微妙な点に踏み込む姿勢を示した。

2月13日、ドイツ北部で演説したメルケル首相は、多国籍企業の課税強化の提案の内容として、租税回避地(タックス・ヘイブン)についても、主要国が改革に取り組むべきだと主張したのである。

これに対し英国は、多国籍企業による租税回避「行動」について問題視してはものの、明確に「タックス・ヘイブン」そのものに踏み込む意向は示していない立場であったとされる。

何故ならば、世界中に有するケイマン諸島やバミューダ諸島、ジブラルタルなどのタックス・ヘイブンで有名な保護領を通じ、世界中の資金をロンドン金融街「シティー」に引き寄せるといふビジネスモデルを確立したのが、他ならぬ英国だからである。

今や金融サービス産業は英国GDPの約10%を稼ぎ出し、約100万人の雇用を生み出す重要な産業となっている。

欧州の金融業界の環境は、「金融取引税」や「銀行役職員の所得キャップ」など、大きな変化期に差し掛かっている。多国籍企業の租税回避行為に対する課税強化の国際的な議論が、タックス・ヘイブンに対する直接の規制にまで及ぶのか、今後の議論の方向性が注目されている。

以上

(文責:三菱東京UFJ銀行国際業務部 片倉寧史)

(参考資料:WSJなどニュースメディア情報)

(2) 各国投資環境・規制変更等の関連情報

➤ インドの太陽光発電装置の輸入規制に対してWTOに提訴(米国)

- ✓ 2月6日、米通商代表部(USTR)のロン・カーク代表はインド政府に対して、太陽光発電プログラムで国産品の使用を要件としていることは、世界貿易機関(WTO)の協定に抵触するとして、紛争解決のための協議を要請したことを明かした。
- ✓ 今回、米国が要請した協議は、WTOの紛争解決手段の最初のステップである。



《ポイント》

米通商代表部によれば、インド政府は太陽光発電事業者に対して国産の太陽光電池やモジュールの使用を義務付けていると述べている。また、輸入品の代わりに国産品を使用する事業者に対して補助金を支給していると付け加えている。今後、60日以内に双方が満足する形で合意できなければ、米国はWTOの紛争解決小委員会(パネル)の設置を求めるとしている。

➤ 包括的貿易投資協定の締結に向けて交渉開始を宣言(米国・EU)

- ✓ 2月13日、オバマ米大統領と欧州連合(EU)のファンロンパイ大統領及びバローゾ欧州委員長が共同声明を発表し、米・EUが包括的貿易投資協定(EPA)締結に向けた交渉を開始するための手続きに着手することを明らかにした。交渉では知的財産権保護や政府調達及び食品安全なども対象となる予定。
- ✓ EU側では、2月8日の欧州首脳会議(ユーロサミット)で交渉開始の議案が採択され、今年6月末迄にEU内部での準備手続きを完了させる目処が示されている。



《ポイント》

米EUEPAが実現すれば、全世界貿易額の約3分の1、全世界GDPの47%を占める巨大自由貿易圏が誕生し、2027年までにEUのGDPが年率0.5%、米国のGDPは0.4%それぞれ押し上げられると予想されている。非関税障壁と米側が主張するEUの高い安全規制などが未解決の難問。EU欧州委員会の通商担当デフト委員は、交渉を2年以内に完了したいとの意向を示す一方、「速度よりも野心的で広範な合意の実現を優先する」として、時間軸には拘らない方針を示唆している。仮に交渉が決着した場合でも、27カ国で構成されるEUでは、各国が内容を検討した上で欧州議会による承認が必要であり、交渉妥結から協定発効までには更に2年を要するため、協定発効は最短で2018年頃の見込みとされている。

➤ 中国製太陽光発電用ガラスのダンピング調査を開始(EU)

- ✓ 2月28日、欧州連合(EU)欧州委員会は、中国製の太陽光発電用ガラスがEU域内で不当に低い価格で販売されている疑いについて、不当廉売(ダンピング)調査を開始したと発表。
- ✓ 今後欧州委員会は最大15カ月をかけて中国メーカーが太陽光発電用ガラスをダンピングしている可能性に関する調査を実施し、ダンピングの事実が明らかになれば、EU域内産業保護のため割増関税を課す判断を下す可能性がある。



《ポイント》

欧州委員会は昨年9月に、中国製太陽光発電パネルに関しダンピングの疑いがあるとして調査を開始しているほか、昨年11月には中国政府が太陽光発電パネルメーカーに対し不当に補助金を支給している疑いがあるとして調査に着手しており、中国製の太陽光発電関連製品に対する欧州委員会の調査は合計で3件となった。欧州は太陽光発電関連分野では世界最大の市場と言われ、2011年の中国製の太陽光発電関連製品の対EU輸出実績は約200億ユーロ規模に達し、中国製太陽光発電関連製品の輸出の約6割が欧州向けであったとされる。

〈2〉 欧米ビジネス特集

～「ロシアの消費財市場で事業を拡大するドイツ企業」

概要

ロシアに進出しているドイツ企業の数には2012年6月末現在で約6,500社、進出地域は83の連邦構成主体のうち81に上る(ドイツ外務省)。近年、ドイツのメーカーや小売りチェーンは、ロシアの消費財市場において事業を拡大している。今回はその具体例を紹介したい。



ドイツ外務省によると、ロシアに進出しているドイツ企業数は2012年6月末現在で約6,500社、進出地域は83の連邦構成主体のうち81に上る。

ドイツは現在、ロシアにとって2番目の貿易パートナーであるが、最大の相手国である中国とは商品構成が異なっており、ロシアの消費財市場において両国の製品が競合関係になるケースは少ない。

このような状況下でドイツのメーカーならびに小売りチェーンは、ロシアの消費財市場において事業を拡大している。以下にその具体例を紹介する。

adidas

スポーツ用品メーカー、adidas Groupの会長を務めるヘルベルト・ハイナーは、ドイツ紙(WELT am SONNTAG、2012年11月25日付)のインタビューで、2012年におけるロシアでの売り上げは10億ユーロを超えるだろうと述べた。

同グループが2011年10月に発表したadidasのロシア・CIS諸国における成長プランでは、2013年までに売り上げを10億ユーロに伸ばすとしていたため、当初の目標を1年早く達成したことになる。

Adidas Groupはロシアを米国、中国に次ぐ有力な市場として位置付けている。

ハイナー会長によれば、同グループはソ連時代からスポーツ選手向けに自社製品を提供してきており、現状を「長年にわたるロシアでのビジネスの種まきが実を結んだ」と表現している。

ロシアのスポーツ用品市場において、adidasブランドは市場シェアトップであり(2位は英国Reebok(adidas傘下))、2018年にロシアで開催されるFIFA(国際サッカー連盟)ワールドカップのロシア代表チームの公式ユニホームとしても採用されることが決まった。

OBI

大手流通・スーパーチェーンであるTengelmann Groupの傘下にあるドイツ最大のホームセンター、OBIは2003年、ロシアに進出した。

まずはモスクワ郊外に2店舗を開店。



そのうち一つはスウェーデンの家具小売り大手IKEAやフランスのハイパーマーケット、アシヤンなど、大型店舗やショッピングセンターが集積するモスクワ市郊外のヒムキ地区にあり、販売面積は約1万5000平方メートルである。

モスクワ進出後、OBIはサンクトペテルブルク、エカテリンブルク、さらにはカザン(タタールスタン共和国)へと進出地域を広げ、2012年11月時点で19店舗を有している。

OBIの成功要因の一つは、ロシア人の日曜大工(DoIt Yourself:DIY)の需要に応えたことだろう。

郊外に別荘(ダーチャ)を持つモスクワ市民にとって、木材やねじ、建材、工具といったDIY関連製品は週末の生活には欠かせないアイテムである。

OBIのモスクワの店舗

また、エンジンオイルやバッテリー、配線パーツ、ヒューズといった自動車用品なども、少々の故障であれば自ら乗用車を修理するロシア人ユーザーのニーズに合致しているといえる。

OBIは、今後もロシア事業を拡大する方針である。

現在、モスクワから最も遠い地域にある店舗はオムスク州にあるが、今後はさらにロシアの東方に向けてビジネスを拡大する計画であるという。

なお、ロシアにおける同社の競合他社としてフランスのCastorama、LeroyMerlin、フィンランドのKeskoなどが挙げられる。

その他

アパレルメーカーのTOMTAILORは1990年代末にロシアに進出し、現在、30のフランチャイズ店舗を展開している。2011年1月には、モスクワに現地法人を設立。同年6月にはショールームをオープンし、毎月新しいコレクションを消費者に提供している。

また、ドイツ最大のコーヒーショップチェーンで、自社ブランドのコーヒー豆も販売するTchiboは1994年に Санктペテルブルクに進出した。その後はモスクワでもコーヒーショップチェーンを展開している。

この他、ピアノメーカーのSteinway & Sonsはモスクワに3カ所、 Санктペテルブルクに1カ所ショールームを設けており、2013年にはコンサートギャラリーを開設する予定である。

これらのドイツ企業はハンブルク州に本社を構えている。

ロシアに進出している同州の企業は約700社あり、とりわけ2000年以降に300～400社増えた。

同州の企業のロシア向け輸出額も、2000年当時の1億8600万ユーロから2010年には4億9000万ユーロにまで増加しているという(Hamburger Abendblatt、2012年3月3日付)。

(記事提供)



Profile

芳地隆之 Takayuki Hochi

社団法人ロシアNIS貿易会 ロシアNIS経済研究所調査役

1992年社団法人ロシア東欧貿易会ロシア東欧経済研究所(現社団法人ロシアNIS貿易会ロシアNIS経済研究所)に入る。2000年から3年間、在ドイツ日本大使館に経済専門調査員として出向。2003年より復帰し、現在に至る。

日本企業のロシアビジネス動向のウォッチ、ロシア市場に関心の高い日本の中小企業を中心としたビジネスマッチングのサポートに従事。

主な著書に「ほくたちは[革命]のなか[いた]」(朝日新聞社)、「ロシアビジネス成功の法則」(税務経理協会。共著)、「満洲の情報基地ハルビン学院」(新潮社)等。

〈3〉「天涯地角(フロンティア)見聞録」

～「ブラジルの給与システム－給与および主な福利厚生費について」

概要

今回は、ブラジルの給与システムについて解説し、給与システムが投資や利益、生産性、競争力にどのような影響を与えるのかを考える。

「ブラジルにおける労働コストについて」(欧米ビジネス通信1月号掲載)において、ブラジルの企業は名目賃金の他に名目賃金の68.18%近い水準の負担金の支払いが義務付けられており、ブラジルの労働コストがおそらく世界で最も高いことを説明した。

今回は、ブラジル企業にとって、高騰する労働コスト以外にも、世界で最も高い水準の報酬を得ているプロフェッショナルに支払う給与が大きな負担になっていることを説明する。



【給与レベルの具体例】

ポジション	年間給与 月間給与×13 ²	変動報酬(ボーナス)
エンジニア ¹	3万7000米ドル	該当なし
エグゼクティブアシスタント	4万米ドル	1カ月
シニアマネジャー	19万5000米ドル	2-4カ月
〇クラス	32万5000米ドル	2-12カ月

※平均値、福利厚生費や賞与は除外

¹ブラジルのエンジニア労働組合(GREA)が定めた最低賃金。
²ブラジル統一労働法(CLT)により、企業は「13カ月目の給与」として知られる特別給与を支払わなくてはならない。

ブラジル統一労働法(CLT)に基づき、労働者は同じ企業に1年勤務すれば30日の有給休暇を与えられる。従業員は給与を全額支払われる他、さらに給与の3分の1を前払いで支給される。

給与がこうしたレベルとなっている一因は、有能なプロフェッショナルの人材の需給バランスが崩れていることである。企業は高いスキルを持ったプロフェッショナルの人材不足により、高い給与を支払ってそうした人材を求めざるを得ない。しかし他社のプロフェッショナルをスカウトする場合、オファーを受け入れてもらうには給与を20~30%引き上げることが必要となる。その結果、プロフェッショナルの移籍は報酬を一気に引き上げることとなる。

現在の人材不足を加速させているもう一つの要因は、ブラジルの教育システムの破綻である。教育システムの問題点について実感してもらうため、以下に二つの具体例を挙げる。

例1: ブラジルには600万人の大学生がいるが、その3割以上は読み書きの能力が日常的に必要な水準に達していないといわれる。彼らは文章を読むことはできるが、その意味を説明することはできない。

例2: 2012年、大学の法学部で5年間学んだ学生11万4763人が、弁護士の資格を得るためブラジル弁護士会(OAB)の資格試験を受験した。しかし、合格したのはわずか1万9134人で、合格率は16.67%にとどまった。

次に、企業が従業員に支払う福利厚生費の具体例を以下に示す。

【企業が提供する福利厚生費の具体例】(単位:米ドル、月額)

福利厚生	企業が負担するコスト
社有車 ³	1,500
個人年金 ⁴	900
健康保険 ⁵	600
食事券 ⁶	330
食料購入券 ⁷	200
歯科治療 ⁵	150
生命保険 ⁵	150

※上記は概算。一部のコストは従業員の年齢、健康状態、企業の所在地などの条件によって異なるため。

³トヨタ・カローラXEiの場合。従業員が常時使用し、維持費は会社が負担。

⁴月間給与総額の6%を会社と従業員が拠出。

⁵男性45歳、健康、非喫煙者、非事務労働者、家族を健康保険の被扶養者としていない場合。

⁶15米ドル×22日。

⁷スーパーマーケットでの食料購入費として支給。

ブラジルの労働法は、雇用主に対してこれら福利厚生の提供を義務付けているわけではない。

しかし労働組合からの圧力や、大半の雇用主が長年にわたって提供してきた慣行により、企業が福利厚生を提供することは一般的なものであり、義務であるかのように考えられている。

結局、企業が有能な従業員を採用および継続的に雇用するためには、競争力ある、従業員が求めている福利厚生を提供することが不可欠である。

(単位:米ドル、月額)

【報酬コスト例】

ポジション	シニアマネジャー
給与	1万 5000
労働コスト: 16.20% ⁸	2,430
INSS(国立社会保険院)雇用主側 ⁹	678
社有車	1,500
個人年金プラン	900
健康保険	600
食事券	330
食料購入券	200
歯科治療	150
生命保険	150
小計	2万 1888
労働コスト引当金: 54.98% ¹⁰	8,247
総計	3万 135

- 8 ・FGTS (Government Severance Indemnity Fund for Employees、従業員向け政府退職金給付基金) 8.0%
 ・INCRA (National Institute of Colonization and Agrarian Reform、国立植民農地改革院) 0.2%
 ・“S”システム—For services companies: SESC^A 1.5% + SENAC^B 1.0%、For industrial companies: SESI^C 1.5% + SENAI^D 1.0%
- A Social Service of Commerce
 B National Service of Commerce
 C Social Service for Industry
 D National Service for Industrial Training
- ・For services and industrial companies: SEBRAE (Brazilian Micro and Small Business Support Service) 0.6%
 ・Educational Allowance 2.5%
 ・Labor Accident Insurance 2.4%
- 9 連邦政府が定めた最低賃金の678.00レアルを10倍にした額の20%。一例として、339米ドル × 10 × 0.20 = 678米ドルとする。
- 10 総労働コストの68.18%と社会保障および注記に記載されている項目の13.20%との格差。

しかし一番の問題が、高額給与の支払いというわけではない。

ブラジルの多くのトップ経営者は素晴らしい成果を上げており、現在の複雑なビジネス環境において高水準の報酬に値する仕事を行っているといえよう。

問題の本質は一般の従業員にあると考えられ、それは「生産性」という一つの言葉に要約できる。

ブラジルの正規従業員は週44時間、年間では2,288時間働き、労働時間は米国や日本の従業員よりも長いとされる。しかし生産性が低いため、他国と同じ量を生産するためには、ブラジル企業は多くの従業員を雇い入れるか、長時間の労働を要求する必要があるのだ。しかしながら、法定労働時間を超過して労働させることはできない。

過去10年間における、ブラジルの労働者の生産価値は13%増加し、金額ベースでは年間2万米ドル近くに相当する。しかし同じ10年間の最低賃金は、驚くべきことに339%も上昇した。

また、世界経済フォーラムがまとめた2012-2013年の世界競争力指数によると、ブラジルの競争力は世界48位にとどまっている。

余剰労働力に対するコストや低い競争力に伴う損失は、企業の利益で補うことになる。利益が減少すれば投資余力を著しく損ない、投資が減少すれば生産性が落ち込むばかりか、コストの上昇とさらなる競争力の低下を招くこととなる。ブラジル企業はこうした問題を解決するため、生産性、現場や外部でのトレーニング・プログラム、生産プロセスの改善、意思決定プロセスの迅速化など、積極的な措置を講じている。

同時に企業は、雇用市場や従業員の訓練、権限付与に関するトレンドを理解するため、サンパウロなどにおいて定期的に報酬のベンチマークを調査している。これは、高いスキルを持った従業員を雇用し、そして雇用を継続する上で必要な、戦略的情報を得ることが目的である。

(記事提供)



破入 マルコス Marcos Hanu

Authent Retainer Executive Search
 最高経営責任者(CEO)・創業者

ゼッリオ・バルガス基金経営学部ならびに新潟大学大学院 卒業
 ブラジル日本商工会議所 企業経営委員会 副委員長
 元ブラジルアメリカ商工会議所 人事委員会 委員長

Profile

〈4〉 欧米・中近東・アフリカ」関連弊行セミナー情報

～①「グローバル経営支援セミナー(イタリア編)」

「イタリア投資セミナー～イタリアから見る欧州M&AとPMI(日本企業によるM&A事例の紹介など)～」

■日時・会場等

○日時:平成25年4月12日(金)

セミナー:15:00～18:00(14:30受付開始)、レセプション(懇親会):18:00～19:00(セミナー終了後)

○会場:東京都千代田区六番町5-13 三菱東京UFJ銀行番町分館1階会議室(JR・東京メトロ四ツ谷駅 徒歩約10分)

<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/20120708.pdf>

○定員:100名

○言語:日本語・イタリア語(日伊逐次通訳付)

■セミナー内容(予定)

【開会の辞】

○駐日イタリア大使館 全権特命大使 ドメニコ・ジョルジ 閣下

○三菱東京UFJ銀行 副頭取 国際部門長 守村 卓

○イタリア投資促進・産業開発機関(Invitalia) 会長 ジャンカルロ・イノチェンツィ・ボッティ

【第一部 講演】

「イタリア政治・経済、および最近の日本企業の投資動向について」

～イタリアへの投資動向について

○講師:三菱東京UFJ銀行 ミラノ支店長 狩野 麻里～債務危機克服に向け歩を進めるイタリアの政治・経済情勢

○講師:三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社シニア債券ストラテジスト 中沢剛様～イタリア経済の現状と課題について

○講師:イタリア銀行 駐日代表事務所 所長 ピエトロ・ジネフラ様

【第二部 講演】

「イタリアの投資環境、投資機会について」～イタリアの投資環境及び投資機会について、イタリア投資促進・産業開発機関のご紹介

○講師:イタリア投資促進・産業開発機関 海外投資促進部部長 ジョゼッペ・アルクッチ/日本デスク アンドレア・タベッラ

【第三部 講演】

「イタリアにおけるM&A動向と留意点」～日系企業によるイタリア企業買収の事例などを紹介、イタリアにおけるM&A成功のポイントを解説

○講師:Ernst Young Financial-Business Advisors S.p.A. パートナー 切手 崇博様

【第四部 講演】

「日系企業によるイタリアへの投資事例紹介」～2012年の在英子会社による在伊トマト加工品製造・販売会社買収について

○講師:三菱商事株式会社 食品本部戦略企画室総括マネージャー 高橋 幸雄様

～イタリア太陽熱発電技術への投資、そして、その商業一号機案件の事業開発について

○講師:千代田化工建設株式会社 営業本部営業第3ユニット・ジェネラルマネージャー 舟橋 充様

【レセプション(懇親会)】(セミナー終了後)

※セミナーの内容・講師に関し、主催者側の都合で、事前連絡なく変更させていただく場合がございます。予めご承知おきください。

■主催:三菱東京UFJ銀行、イタリア投資促進・産業開発機関(Invitalia)

■参加費:無料

■お申込み方法等:

○以下のWEBサイトにアクセスいただき、所定の項目をご入力の上、お申込み下さい(お電話・FAX・メールでの お申込みは受付できませんので、予めご了承ください)。

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Uc2m3u>

○4月10日(水)を締め切りとさせていただきます。洵に恐縮ですが、定員になり次第、締め切らせて頂きます。

○お申込み多数の場合には、1社あたりの参加者数を 2名様とさせていただきますので、ご了承ください。

○受講票・参加証等の発行は致しません。問題がある場合のみ、お電話にて個別にご連絡させていただきますので、セミナー当日は、直接会場へお越し下さい。恐れ入りますが、セミナー当日は、お名刺をご持参下さいませよう、お願い申し上げます。

■お問い合わせ先:

三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室 小澤・若杉・竹本 TEL:03-6259-6695



《ポイント》

昨今、産業機械・自動車部品・通信・食品・エネルギーなど様々な業種で、日本企業によるイタリア企業の買収が活発化しています。特にイタリア企業の独創的なモノづくり力、新興国(特にラテンアメリカ)への商流捕捉を狙った買収が数多く見られます。今回のセミナーでは、イタリア投資環境やM&A事情につき講演させていただきます。

～ ②「グローバル経営支援セミナー(メキシコ編)」

「メキシコ投資セミナー～メキシコ経済の現状と経営上の留意点～」

■セミナー内容(各会場とも共通)

【基調講演】(13:00～)

「新政権移行後のメキシコ経済・投資環境
～企業経営への追い風となるか～」

○講師:メキシコ三菱東京UFJ銀行 頭取 中村 晃



【第一部 講演】(日本語)(13:50～)

「メキシコ経済 これまでの軌跡～更なる飛躍へのアジェンダ～」

○講師:メキシコ大使館商務部 一等書記官 アーロン・ペラ氏

<休憩>(14:35～)

【第二部 講演】(14:50～)

「メキシコに於けるオペレーショナル リスク マネージメントについて」

○講師:東京海上日動メキシコ 主席駐在員 兼
Tokio Marine Compania de Seguros, S.A. de C.V.
(東京海上メキシコ) 取締役社長 平井 正仁様

【第三部 講演】(15:35～)

「メキシコ物流事情」

○講師:郵船ロジスティクス メキシコ法人 社長 清水 洋様

【第四部 講演】(16:20～)

「JICAの民間連携の取りくみとメキシコ事例の紹介」

○講師:国際協力機構(JICA) 中南米部 部長 高野 剛氏(大阪・東京)、中南米・カリブ課 課長 藤城 一雄氏(名古屋)

<クロージング>(17:00)

年月日	開催場所・会場
2013年 4月15日(月)	大阪／大阪銀行協会 別館4階 第2研修室 定員:100名
2013年 4月16日(火)	名古屋／名古屋銀行協会 201号 会議室 定員:100名
2013年 4月17日(水)	東京／草月ホール(港区赤坂 7-2-21草月会館) 定員:500名

※各会場へのアクセスは、お申込みWEBサイト画面に添付の「会場地図」をご参照ください。

※セミナーの内容・講師に関し、主催者側の都合で、事前連絡なく変更させていただく場合がございます。予めご承知おきください。

■共催:三菱東京UFJ銀行、独立行政法人 国際協力機構(JICA)、メキシコ大使館商務部PROMEXICO、東洋経済新報社
協賛:東京海上日動火災保険株式会社、郵船ロジスティクス株式会社(メキシコ)

■参加費:無料

■お申込み方法等:

○以下のWEBサイトにアクセスいただき、所定の項目をご入力の上、お申込みください(お電話・FAX・メールでのお申込みは受付できませんので、予めご了承ください)。

<https://tovokeizai.smartseminar.jp/public/seminar/view/148>

○お申込みが定員を大幅に上回る場合は、申込み受付を締め切ることがございます。

○お申込み確認後、後日、東洋経済新報社より受講票を、ご登録いただいたEメールアドレスへ、お送りさせていただきます。

○セミナー当日、受講票とお名刺をご持参の上、セミナー会場へお越しください。

■お問い合わせ先:東洋経済新報社 フォーラム事務局(担当:田邊氏)

E-mail:<<mailto:masao-tanabe@tovokeizai.co.jp>> TEL: 03-3246-5599(土日祝日除く 9:30～17:20)



《ポイント》

BRICS諸国の経済成長も一部、鈍化の兆しが見える昨今、メキシコの2012年第4四半期の実質GDP成長率は前年同期比3.2%と、12期連続でプラス。通年でも3年連続の2桁成長を達成するなど、自動車産業を中心に、安定的かつ堅調な経済成長を続けている。近年、北米への輸出拠点に加え、中南米市場への好アクセス&人口1億人超の魅力的な市場が注目され、日系自動車大手ならびに関連産業による大規模な市場参入や生産拡大計画が報じられています。そこで、今回のセミナーでは、この米州事業戦略上の要所、成長著しいメキシコに焦点を当て、(1)最新の経済動向・投資環境、(2)オペレーショナル・リスク管理手法、(3)最新の現地物流事情、(4)JICA連携による投資事例などについて専門家より分かり易くご説明いただき、メキシコ投資に基づく成長戦略について考察・検証致します。

〈5〉 3月中旬以降の政治・経済スケジュール

曜日		海外政治経済日程等	海外主要経済指標発表等
3/16	土		
17	日		
18	月	南アフリカ準備銀行、金融政策委員会(～20日)	
19	火	米国連邦公開市場委員会(FOMC)(～20日) EU・グルジアFTA交渉会合(～21日)	英国・CPI発表(2月)
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日	マケドニア地方議会選挙	
25	月		
26	火	第5回BRICS首脳会議(ダーバン)(～27日)	
27	水	米国連邦政府継続決議(つなぎ予算)失効期限	
28	木		米国・第4四半期GDP確定値発表(2012年)
29	金		
30	土		
31	日		
3月中		米通商代表部(USTR)が外国貿易障壁報告書を議会に提出、イスラエル新政権発足	
4/1	月	英国・法人所得税率引き下げ(26.0%→24.0%)	
2	火		
3	水		
4	木	欧州中央銀行(ECB)政策理事会	
5	金	CIS外相会合(タケシント)	米国・雇用統計(3月)、貿易統計発表(2月)
6	土		
7	日	モンテネグロ大統領選挙	
8	月		
9	火		
10	水		ブラジルIPCA発表(3月)
11	木	コモンウェルス・ウガンダ投資フォーラム	
12	金		米国・小売売上高統計発表(3月)
13	土		
14	日		
15	月		
4月中		ドイツ春季経済予測発表	

本資料は、信頼できるとされる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその正確性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室 片倉 寧史
yasushi_katakura@mufg.jp Tel 03-6259-6310